

基本構想



基本構想の位置づけ

1 基本構想策定の目的

基本構想は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的に、市町村が議会の議決を経て制定するよう、「地方自治法¹」において定められているものです。

この基本構想は、本市のめざす将来都市像を示すとともに、まちづくり²の進め方や人口規模、土地利用指針など、長期的な視点から将来都市像実現に向けた施策の基本的な方向性を明らかにするもので、基本計画及び実施計画の基礎となるものです。

2 計画期間

長期的なまちづくりの基本指針である基本構想の計画期間は2007（平成19）年度から2016（平成28）年度までの10年間とします。



まちづくりの将来像

1 将来都市像

本市は、男山、木津川、田園地域等の豊かな緑と水に恵まれ、また石清水八幡宮や松花堂などすぐれた歴史・文化資源をもっており、これらを守り活かしていくことは多くの市民の願いです。

また、住宅都市として発展してきた本市は、これまで、人口の増加や市民のニーズ³に対応するため、道路や下水道といった生活環境及び都市基盤の整備に力を注いできました。今後はこれまでのまちづくりの成果を踏まえ、市民がよりいきいきと過ごし、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、本計画における八幡市の将来都市像を

自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市

～ 自立と協働による個性あふれるまちづくり～

と定めます。



1 地方自治法：地方自治の基本を定めた法律。
2 まちづくり：2ページ参照。
3 ニーズ：8ページ参照。

2 まちづくりの基本目標

(1) 人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち

人権の尊重、市民協働

社会が成熟期を迎え、個人の生活様式や価値観の多様化が進むなかで、心ふれあう住みよい地域社会を実現するためには、市民一人ひとりが、人権を尊重し、互いを認め理解しあう姿勢をもつことが大切です。

このため、全ての人々が尊重しあい、豊かな人間関係に基づいた信頼関係の深い地域づくりをめざして、さまざまな取組を進めます。

また、地方分権が進むなかで、効率的かつ個性あるまちづくりを進めていくために、健全な地域コミュニティの育成や、市民、NPO⁴、事業者、行政の協働⁵の仕組みづくりを通じて、市民、NPO、事業者、行政が対等な立場でよりよい地域の実現に向けた活動のできるまちづくりを進めます。

(2) 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち

子育て、教育、文化芸術振興

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、家庭はもちろんのこと、地域全体の願いでもあります。

喜びを感じ、希望をもち、安心して子どもを産み、育てられる環境整備を総合的に進めます。

そして、学校教育・社会教育の連携の重要性を踏まえ、子どもたちが社会の変化に対応できる力と豊かな人間性を身につけることができるよう、保育・教育施設、家庭、地域の連携を強化するとともに、社会全体で教育力の向上に努めます。また、子どもたちが安心して学校生活等を送れるよう施設の整備に努めます。

市民が文化・芸術・スポーツ等の活動を通じて、地域に愛着をもちながら、心豊かにうらおいのある暮らしを送ることができるよう、市民の自発的な活動を支援しつつ、豊富な歴史・文化資源を活かしたまちづくりを進めます。

(3) 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち

環境保全、土地利用

本市では2002(平成14)年に「環境自治体宣言」を行い、「人と自然が共生する環境にやさしいまち」にしていくことを決意しました。今後もこの宣言を大切に、豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めていく必要があります。

このため、市民、行政、事業者が協力してごみを減らし、分別により再資源化するための取組を進めます。

また、市全体の土地利用計画を適切に運用し、保全する地域と活用する地域が明確で、快適で暮らしやすいまちづくりを進め、省エネルギーで、環境負荷⁶の小さなまちをめざします。

さらに、まちなみや身近な河川、公園、緑地、田園等の自然が美しく保たれるよう、市民や関係機関とともに取組を進めます。

(4) だれもが明るく元気に暮らせるまち

健康・福祉

少子高齢化が進行するなかで、だれもが明るく元気に暮らせるまちを実現するためには、人々が地域社会のなかでともに助け合い、支え合うことが不可欠です。また、支える側も支えられる側も、社会とのかかわりを保ちながらいきいきと暮らせるようにしていく必要があります。

そのため、保健・医療、高齢者福祉、母子・父子福祉、障がい者福祉、生活保障といった福祉の各分野において、ボランティアやNPOをはじめとする地域コミュニティにおける福祉活動を支援していくとともに、高齢者や障がい者等の社会参画を重視した取組を進めます。

(5) 人がつどい、活力あふれるまち

産業振興、交通、道路、情報通信

活力ある自立したまちづくりを進めていくためには、工業、商業、農業、観光等の産業が元気であることが欠かせません。

このため、工業においては、優良な企業の誘致や既存事業所との連携に努め、商業については、商店の振興等を通じてまちなかににぎわいが生まれるような取組を進めます。その際には、立地する企業や商店が地域社会と共生していけるよう指導を行います。また、農業については担い手の育成に努めるとともに、食の安全など時代の潮流に即しつつ、農家の生活を守る観点から施策を進めます。

さらに、観光分野の魅力を周辺地域と連携しながら発信し、歴史・文化資源の豊かな八幡への来訪者を増やすよう努めます。

また、多くの人や企業がより広く便利につどえるよう、八幡市駅のバリアフリー化など公共交通機能の向上、道路や情報通信基盤の整備を進め、あわせて市民生活の利便性の向上に努めます。

4 NPO：2ページ参照。

5 協働：2ページ参照。

6 環境負荷：人間の活動が環境に与える悪影響。

(6) 安心して暮らせる安全で快適なまち

安全・安心、都市整備

安心して暮らせる安全で快適なまちをつくるためには、災害や犯罪等を防止する都市基盤の整備と普段から万が一に備える地域の人々の取組が欠かせません。

このため、消防・救急の充実をはじめ、住環境、上下水道、河川など災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域における防犯・防災活動を支援し、安心して暮らせる社会をともにつくる仕組みを整えます。

また、市民の安全を脅かす新たな問題を迅速・的確に把握し、対応できるよう努めます。

さらに、住環境の向上、公園・緑地等の整備を通じて快適でうるおいのあるまちづくりを進めます。

(7) 計画の実現に向けた取組や体制の強化

計画の推進など

総合計画の実現に向け、市役所は市民に最も身近な行政組織として、効率的かつ効果的に運営されることが求められています。

そのために、職員を適材適所に登用するとともに、個々の資質を向上させる取組をこれまで以上に強化していきます。

また、民間の活力や手法の活用、行政の仕事を評価し、検証する仕組みの構築等を通じて、市民にとってよりよいサービスを効率的に提供できるよう努めます。

さらに、近隣市町との連携を深め、広域的な事業や活動により、効率性・効果性の向上が期待される取組について積極的に協力していきます。

まちづくりの進め方

第4次八幡市総合計画においては、次の3点を基本的姿勢としてまちづくりを進めます。

1 自立と連携

地方分権が進み、本市はこれまで以上に国や京都府から自立したまちとなることが求められますが、少子高齢化、経済のグローバル化の進行という厳しい環境のなかで、それを成し遂げなければなりません。一方で、環境問題をはじめとするさまざまな分野で広域的な課題解決への取組も求められています。

そこで、中・長期的に自立・持続可能なまちづくりを、広域的な連携を図りながら進めていきます。

2 公開と協働

経済の急速な成長や人口の増大が見込めない今後の社会において、自立したまちづくりを進めるためには、市民や事業者の力を活かし、さまざまな課題の解決に協働で取り組んでいくことが必要です。その際、行政と市民、NPO、事業者が対等の関係で協力するためには、それぞれの資源や情報を公開しあうことが必要です。

そこで、市民、NPO、事業者、行政が互いのもつ資源や情報を積極的に公開し、協働でまちづくりを進めます。

3 信頼と安心

市民、NPO、事業者、行政によるさまざまな取組は、市民、NPOと行政、あるいは市民同士など、互いの信頼関係があつてこそ、その成果が広く共有され、深く浸透することになります。また、お互いが信頼関係で結ばれた地域コミュニティは、そこに住む人々に安全と安心をもたらしてくれます。

そこで、本市にかかわる全ての人や団体との間に信頼の絆を築き、その信頼関係のもとで安心して暮らせるまちづくりを進めます。

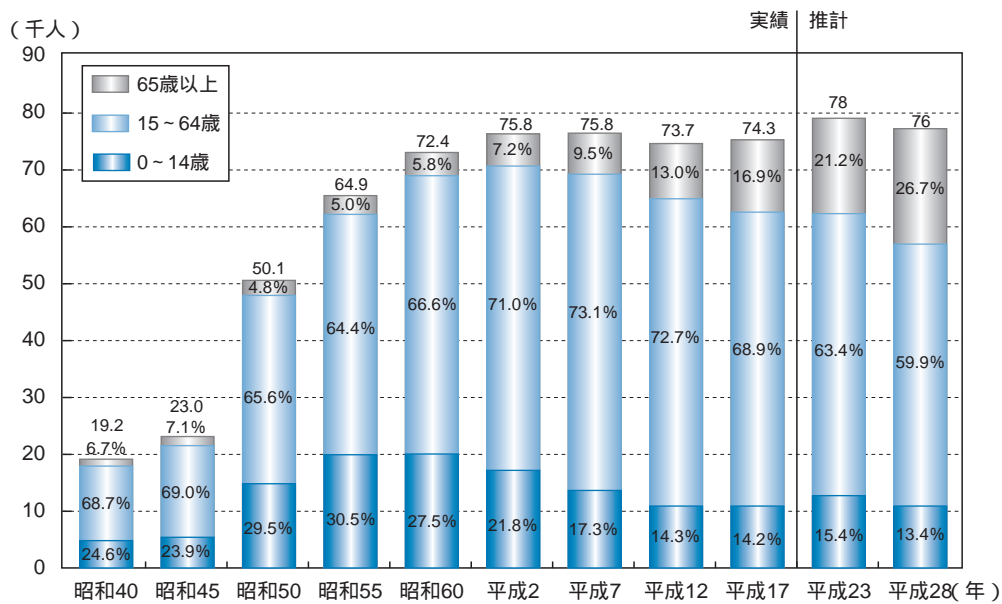
人口規模

国勢調査による本市の人口は、男山団地の開発により1970年代から80年代半ばにかけて急激に増加し、その後は安定的な増加が続いていましたが、近年では1995（平成7）年の約7万6千人を最大に、以降は停滞傾向にあります。

今後は、美濃山地域において一定の人口増加が見込まれるため、2011（平成23）年には約7万8千人程度まで増加すると予想されますが、その後は開発余地の減少と高齢化に伴う人口の自然減によって、人口は再び減少傾向に転じるものと見込まれます。

以上のような本市人口の現状や将来の動向を踏まえ、目標年次の2016（平成28）年における本市の人口を約7万6千人程度と設定します。

八幡市の総人口・年齢3区分別人口の見通し

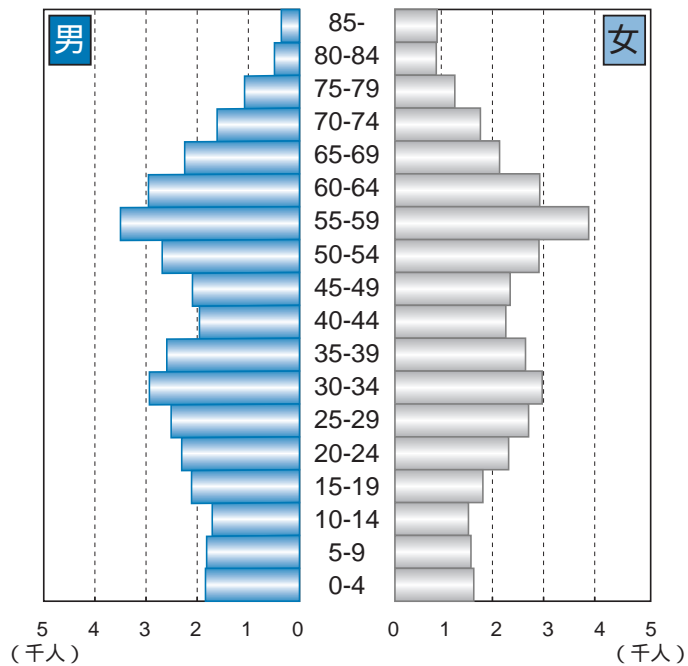


(注) 四捨五入等の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。

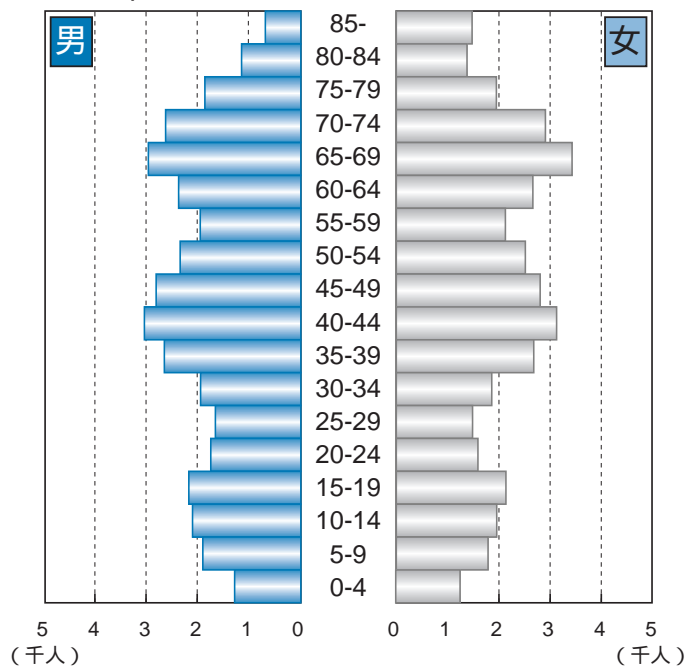
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(2003年12月推計)、総務省「国勢調査報告」、八幡市資料をもとに推計。

八幡市の年齢5歳階級別人口(2005・2016年)

2005年



2016年



(資料)国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(2003年12月推計)、総務省「国勢調査報告」、八幡市資料をもとに推計。

都市空間形成の方針

都市空間形成の基本方針として、本市がめざす都市の構造と土地利用の方針を示します。

1 めざすべき都市の構造

(1) 2つの広域交流エリアの形成

北部広域交流エリア

八幡市駅周辺を中心とする地域は、鉄道、広域幹線道路における玄関口であるとともに、三川合流周辺や男山など、自然や歴史・文化資源の面でも本市を代表する地域です。この地域を北部における広域交流エリアと位置づけ、地域資源を活用したまちづくりの中心とします。

南部広域交流エリア

第二京阪道路と第二名神高速道路の結節点となる（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺は、本市と京都・大阪都市圏、全国各地をつなぐ新しい玄関口となります。第二名神高速道路の整備の動向を踏まえて、この地域に本市の新しい広域交流エリアを形成し、都市活力の向上に活かしていきます。

(2) 交流拠点の充実

広域集客交流拠点

三川合流周辺、男山周辺、松花堂周辺、流れ橋周辺の4地域については、京都・大阪都市圏からの広域的な集客をめざす「広域集客交流拠点」と位置づけ、周辺環境整備やさまざまな施策と連動した魅力の向上を図ります。

生活交流拠点

市民の生活交流の中心となる八幡市駅周辺、橋本駅周辺、男山の各地区センター周辺、きんめい近隣公園周辺については、「生活交流拠点」として周辺の環境整備と商業機能の誘導を図ります。また、公共公益・文化施設等が集積する市役所周辺については、生活・文化交流の場として機能の充実を図ります。

複合都市機能拠点

南部広域交流エリアでは、広域幹線道路がもたらす効果をまちづくりに活かすため、産業の活性化と市民生活の利便性向上につながる複合的な都市機能拠点の整備をめざします。

(3) 交流連携軸の整備

広域交流軸

京都第二外環状道路、府道京都守口線、国道1号、第二京阪道路とこれにつながる第二名神高速道路については、本市を京都・大阪都市圏及び全国各地と結ぶ「広域交流軸」と位置づけ、広域的な連携の強化を図ります。

南北連携軸

市域の北と南に形成される広域交流エリアを結び、さらに乙訓方面に伸びる南北方向の幹線道路を「南北連携軸」とします。南北の広域交流エリアを連携させるとともに、この軸を中心に乙訓・京都北部方面、京田辺市方面との連携も図ります。

東西連携軸

市域から近隣市に伸びる東西方向の幹線道路を「東西連携軸」とします。この軸を中心に市域の西部と東部、枚方市方面、木津川右岸方面との連携を図ります。

市内交流軸

橋本南山線から山手幹線、府道長尾八幡線から府道富野荘八幡線、府道八幡木津線、八幡田辺線は、市内における生活交流を支える「市内交流軸」です。市民生活に身近な動線として、市民の暮らしに必要な商業・サービス機能の適切な立地を促進します。

集客交流軸

北部広域交流エリアから、東高野街道の一部である市道土井南山線を経て松花堂周辺に至るルートと、流れ橋周辺を経て城陽市、京田辺市の木津川沿岸につながるルートでは、市内の「広域集客交流拠点」を結ぶ「集客交流軸」として、広域からの来訪者の憩いの空間を形成します。

また、市内を流れる大谷川、防賀川については、市民及び市外からの来訪者にうるおいを与える軸として親水⁷空間の整備を進めます。

7 親水：水にふれること、ながめることなどさまざまな形で水と親しむこと。

2 土地利用の方向

(1) 住宅地域

既に住宅地が形成されている既成市街地⁸では、用途の混在を抑制して秩序ある土地利用を誘導し、快適で魅力ある生活環境の向上をめざします。

また、残された空閑地では、今後の住宅需要の動向を踏まえて、新たな市街地形成の誘導を図ります。

市役所周辺の地域については、公共施設の集積を活かし、行政サービスや市民文化の中心とします。

(2) 商業地域

八幡市駅周辺をはじめとする既存商業地では、にぎわいのある商業空間の充実を図ります。

(3) 沿道サービス地域

幹線道路の沿道においては、自動車関連等の沿道サービス施設の立地を許容しつつ、住環境の保全に努めます。

(4) 工業等産業地域

第二京阪道路や京都第二外環状道路の整備に伴う業務用地の需要拡大に適切に対応し、本市の産業活力の向上につなげます。

また、第二名神高速道路と第二京阪道路の結節点となる（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺では、新たな都市機能の立地を図るとともに、市の新しい玄関口として周辺環境と調和した景観を形成します。

(5) 田園・集落地域

都市近郊農業の振興を図るため優良農地の保全に努めるとともに、農村集落の生活環境整備を進めます。

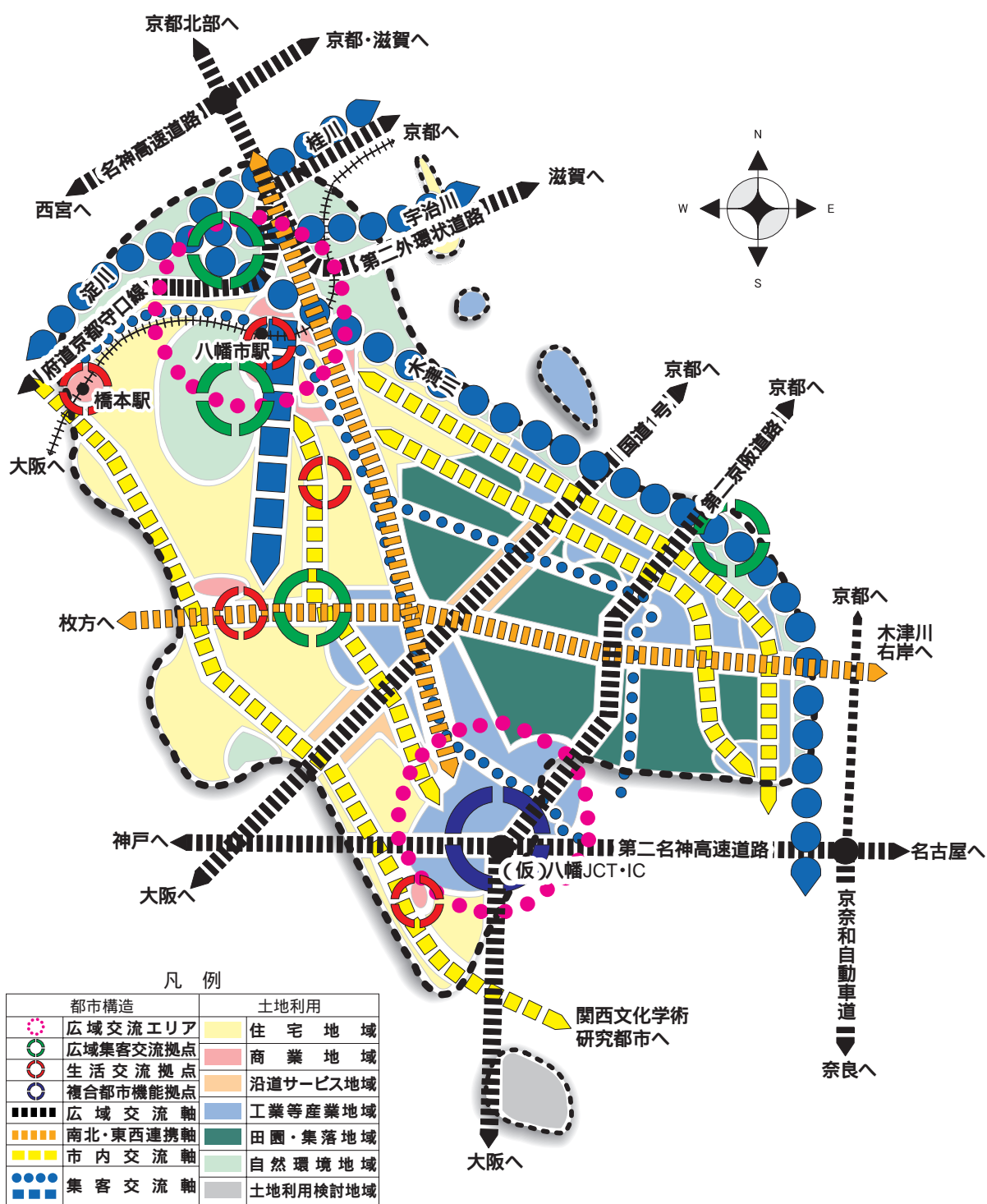
(6) 自然環境地域

男山の樹林地や三川合流周辺から木津川にかけての水辺空間など豊かな自然環境の保全と活用を図ります。あわせて、森林の適切な管理と保全に努めます。

(7) 土地利用検討地域

大谷飛地については、周辺地域と調和した良好な住居系の土地利用の実現に向けた検討を進めます。

将来都市構造・土地利用図



8 既成市街地：道路等の都市基盤が整備され建物が連続的に立地しているなど、既に市街地が形成されている地域。